

上野事務所ニュース

30年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

障害者雇用にか かる制度等の変 更点について

平成30年4月1日より障害者の法定雇用率について変更があります。

1. 障害者雇用の法定雇用率の引き上げ
対象となる事業主の範囲が、常時雇用労働者数50人⇒45.5人に広がります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

2. 法定雇用率の算定に精神障害者を含めて計算します

これまで法定雇用率の算定の対象となるのは身体障害者と知的障害者でしたが精神障害者も対象者となります。

なお、雇用率の算定は企業単位で行います。

【障害者雇用状況報告書】

毎年12月時点の雇用保険被保険者数が一定数以上(ハローワーク千葉管轄の場合は44人以上)の会社に対してハローワークより「障害者雇用状況報告書」が送られます。該当する場合は毎年7月15日までに管轄のハローワークへ提出します。

記載する常用雇用労働者に役員は含まれませんが、兼務役員は人数に含みます。1年を超えて雇用される見込みがある労働者または1年を超えて雇用されている

労働者が対象です。

勤務が週30時間以上の場合は、常用雇用労働者、週20時間以上30時間未満の場合は、短時間労働者の数に記入します。

【障害者雇用率制度】

雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率(法定雇用率2.0%⇒2.2%※建設業など業種により除外率が設定されている場合があります)以上になるよう義務付けられています。

法定雇用率2.2%の一般の事業所では、労働者45.5人以上の事業所で45.5人につき1人身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用義務が生じます。ただし、障害者の雇入れがなく未達成事業所でも100人以下の事業所にはペナルティはありません。

【障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金】 (障害者雇用納付金)

- 常用雇用労働者数101人以上の事業所で義務が生じます。不足人数1人当たり月額5万円納付します。
- 100人超え200人以下の事業所では、H27.4.1~H32.3.31の間、不足人数1人当たり月額5万円から4万円に減額されます。

(障害者雇用調整金)

- 常用雇用労働者数101人以上の事業所に支給されます。超過人数1人当たり月額27000円支給されます。
- ◆常用雇用労働者数100人以下の事業

所でも、雇用障害者数が一定数を超えている場合、障害者雇用報奨金が月額21000円支給されます。

**今年、生年月日
で影響を受ける方**

- (1)昭和 53 年生まれ (満 40 歳)
- ・介護保険第 2 号被保険者に該当

⇒誕生日前日の属する月より介護保険料が発生します。発生した翌月に支払われる給与から健康保険料に加えて、介護保険料も徴収します。

- ◆1 日生まれの方はご注意ください。(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。【誕生日前日の属する月】1 月です。1 月より介護保険料が発生します。【保険料の徴収月】2 月です。2 月支払分で徴収します。

- (2)昭和 33 年生まれ(満 60 歳)

- ・60 歳到達時賃金月額登録
- ⇒5年以上雇用保険に加入している場合、登録を行います。60 歳到達時賃金月額の 75%未満の賃金で働く場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

- (3)昭和 33 年生まれの女子 (4月1日以前生まれは満 60 歳、4月2日以降生まれは満 61 歳)

- ・10 年の加入年数を満たしている場合、老齢年金の請求を行います。老齢厚生年金の基本月額と標準報酬月額、標準賞与額を 12 で割った額を合算した金額が 28 万円を超えると、年金の 1/2 が停止されます。

- (4)昭和 31 年生まれの男子
- 60 歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢は 62 歳となります。

- (5)昭和 29 年 4 月 1 日以前生まれ

- ・雇用保険料が免除
- ⇒4月分給与から控除の必要はありません。

- (6)昭和 28 年生まれ(満 65 歳)

- ・介護保険第 1 号被保険者に該当
- ⇒介護保険料は直接市町村に納付 (年金から天引き) となります。誕生日の前日の属する月より介護保険料がかからなくなりま

す。かからなくなった翌月に支払われる給与から介護保険料を控除する必要はありません。

- ◆1 日生まれの方はご注意ください。

(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。

【誕生日前日の属する月】

1 月です。1 月より介護保険料がかからなくなります。

【保険料を引かなくなる月】

2 月です。2 月支払分から保険料を控除しません。

- ・在職老齢年金の支給制限緩和
- ⇒支給停止の基準となる額が 28 万円から 46 万円に緩和されます。

老齢基礎年金は満額受給です。

- (7)昭和 23 年生まれ (満 70 歳)

- ・厚生年金被保険者資格喪失
- ⇒在職老齢年金の支給制限は引き続きます。

- (8)昭和 18 年生まれ (満 75 歳)

- ・後期高齢者医療制度に移行します。
- 配偶者の方も国保に移行します。

Q&Aなぜなにどうして?

Q ; 当社では毎年社員旅行に行っていますが、その積立金を毎月 1,000 円ずつ給与から控除し積み立てています。雇入れの際、給与から控除する旨を本人に伝えて了承を得て控除をしていますが、問題はないでしょうか?

A ; 賃金は全額を支払うことが原則ですが、以下のものは控除してよいことになっています。

- ①税金や社会保険料など法令で定められたもの
- ②従業員の過半数組合や過半数代表者と「賃金控除協定」(監督署への届け出は不要)を結び、その協定に定められたもの

今回の事例は②に該当します。

賃金控除協定を結んでいない場合は、結んだ上で積立金の控除をする必要があります。

